

杉並区告示第 172 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者として指定したため、杉並区会計事務規則（昭和 39 年杉並区規則第 5 号）第 40 条の 2 第 2 項に基づき告示する。

令和 8 年 5 月 28 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 指定公金事務取扱者

所在地 東京都杉並区上高井戸 1 丁目 25 番 20 号

オーディーエー株式会社 杉並支店

支店長 大塚 裕範

2 公金事務の内容

和田堀公園プールの使用料の徴収事務

3 指定日

令和 8 年 5 月 28 日

4 委託開始日

令和 8 年 7 月 1 日